

『令和8年3月17日開催』

建設消防常任委員会

委員長報告

【令和8年3月定例会】

(令和8年度関係議案)

委員長 船津由徳

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第8款「土木費」及び当該歳出に係る歳入並びに第23款「市債」第1項「市債」第6目及び第3条第3表「債務負担行為」並びに第4条第4表「地方債」のうち土木費に関する事項及び「土木債借換債」についてを一括議題といたしましたところ、都市計画総務費にかかわり、川口駅周辺在り方検討調査委託料の詳細について、都市環境整備推進費にかかわり、川口本町4丁目9番地区第一種市街地再開発事業の進捗状況について、街路事業費にかかわり、令和8年度における各街路整備事業の内容について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、利用者の負担増となる使用料、手数料の改定や協定バス運行事業補助金の内容が路線バスと同じ料金体系となることに加え、川口本町4丁目9番地区第一種市街地再開発事業や六間通り線機能・魅力向上事業に多額の税金が費やされているほか、本来はJR東日本が負担すべき費用である中距離電車ホーム増設等整備負担金などに予算が計上されており、多額の自治体負担となることから、反対するとの意見。

また、中距離電車停車に向けた債務負担行為などの川口駅周辺に係る事業においては、首都圏の都市間競争の中で本市の地位を引き上げるために必須であり、必要な未来への投資であると考え。あわせて、防災対策に大きく寄与する再開発事業や街路整備事業においても、良好な都市環境の確保と安全安心な暮らしを支える観点から極めて重要な事業であるほか、本予算案が市政の安定を保ち、市民の安全安心と本市のさらなる飛躍を確実にするものと判断し、賛成するとの意見。

さらに、再開発事業については、密集市街地等の環境整備に資する経費で、市民の生命と財産を守ることに寄与するものであり、街路事業についても、街並みを整備することは、将来的な人口減少を緩やかにする効果も期待される。そのほか、各事業についても、適正に計上され、適切と認められることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第66号「市道路線の認定について（安行第175-5号線ほか1路線）」及び議案第67号「市道路線の廃止について（神根第298号線ほか1路線）」の以上2議案を一括議題といたしましたところ、質疑なく、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第28号「川口都市計画土地区画整理事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、歳入にかかわり、手数料の改定による影響額について

等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、手数料の改定に伴い、利用者の負担が増加することから、反対するとの意見。

また、手数料については、物価高騰や人件費の上昇といった社会情勢の変化があるなかで、昨年改正した条例に基づき、適正に反映されていることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第29号「川口市水道事業会計予算」を議題といたしましたところ、給水収益にかかわり、水道料金の改定による影響額について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、逆進性の高い消費税が生活必需品である水道の料金に転嫁されていることは認められず、水道料金の値上げや従量料金の仕組みの追加は、物価高騰のもと市民や市内中小業者にとって大幅な負担増となることから、反対するとの意見。

また、原材料費や労務単価が上昇し、施設の老朽化が進むなか、配水管布設や浄配水場施設の更新工事など必要な事業費を計上した上で、水道料金の改定により給水収益を確保し、当年度純利益が見込めることは評価できる。そのほか、企業債の残高が微減傾向で推移するなど、将来負担を増やさない健全な運営が見込めることから、賛成するとの意見。

さらに、料金改定の主たる要因は、県水の価格改定によるもので、施設を維持、管理するためには莫大な費用がかかり、必要なメンテナンスを怠れば、市民に安全安心な水道水を届けることが困難な状況も想定される。消費税については、法律により定められていることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第30号「川口市下水道事業会計予算」を議題といたしましたところ、下水道使用料にかかわり、下水道使用料の改定による影響額について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、本予算案は、下水道使用料の値上げを前提としたものであり、本来は国の財政的支援により整備していく事業を市民負担の増加により進めていくことは問題である。加えて、重要な施設である排水ポンプ場の運用は、民間委託ではなく、計画的に技術職の採用を図り、その職員をもって公としての責任を担うべきと考えることから、反対するとの意見。

また、下水道使用料改定により更新工事等に必要な財源を確保し、一般会計から基準外の出資金を受け入れないことは自立した経営に資するものと評価できる。加えて、下水道施設の老朽化対策等を計画的に進めるための予算が計上され、安全安心なまちづくりのために必要な予算であると判断し、賛成するとの意見。

さらに、下水道の普及は、生活環境の質の向上につながるため、文化をはか

るバロメーターといわれており、下水処理施設のメンテナンスなどには莫大な費用がかかるため、市民生活に多大な影響が及ばないよう、定期的な保守管理が必要であることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第49号「鳩ヶ谷市の編入に伴い失効する鳩ヶ谷都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の規定により賦課された受益者負担金に係る経過措置に関する条例を廃止する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第9款「消防費」及び当該歳出に係る歳入並びに第2条第2表「継続費」及び第3条第3表「債務負担行為」並びに第4条第4表「地方債」のうち消防費に関する事項についてを一括議題といたしましたところ、常備消防費にかかわり、新郷分署改築事業の詳細について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第48号「川口市火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、条例改正に伴い届出の対象となる施設数について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第68号「川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、条例を改正する必要性について、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。